



おうちの中でも要注意！熱中症の季節ですよ！！

梅雨の時期となり、じめじめとした日々が続いているかと思えます。これから、さらに気温が上昇する中で、熱中症になられる方が増えてくるころです。不要不急の外出を控える中、屋内での熱中症に気をつけましょう。

予-防-方-法

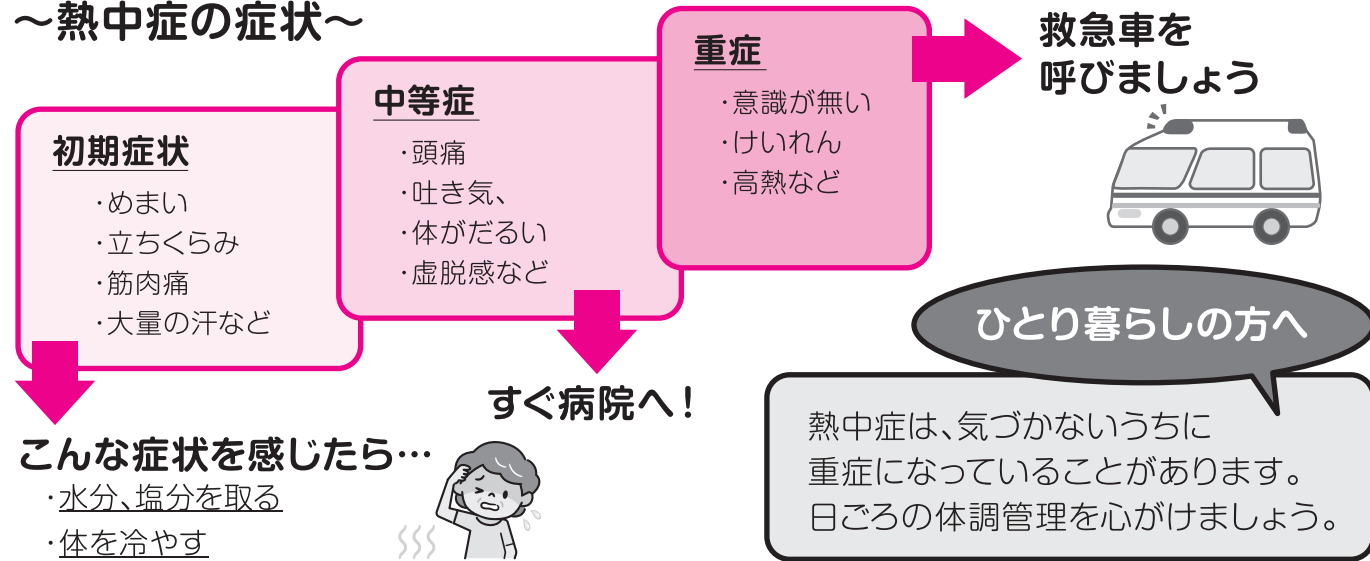


- 室温**：エアコンや扇風機などで**温度調節**しましょう
- 栄養**：バランスの良い食事を3食きっちりとりましょう
- 水分**：目安はコップ一杯の水分を1日6～8杯程度、1～2時間ごとを目安にこまめに飲みましょう

※緑茶やアルコールは利尿作用があるので注意！



～熱中症の症状～



生活習慣病予防のための健診

期間 令和2年6月1日～令和3年2月28日 ・昭和20年10月1日～昭和21年2月28日生の人は誕生日の前日まで

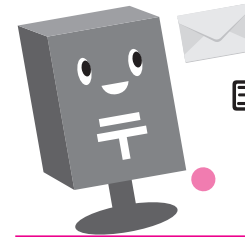
場所 各実施医療機関 ※緊急事態宣言発令中は受診を控えていただき、それ以外の期間においても事前に医療機関に実施のご確認をお願いします。

特定健康診査	費用 500円	対象者 40歳～74歳の国保の人 (大和郡山市国民健康保険に加入している人で、誕生日が昭和20年10月1日～昭和56年3月31日の人。)
後期高齢者健康診査	費用 500円	対象者 後期高齢者医療被保険者の人 (・75歳以上の人(誕生日が昭和20年9月30日以前の人) ・65歳～74歳の人で一定の障害があると認定された人)

上記以外の保険証をお持ちの方は、ご加入の医療保険者にお尋ねください。

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和2年6月15日



国民健康保険に関する各種手続きは

郵送での届出が可能です

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に関する各種手続きについては、郵送による届出・申請にご協力をお願いいたします。届出に必要な申請書様式は、市ホームページからの印刷や担当課への電話による請求により入手できます。なお、郵送にて一部対応できないものもございます。詳しくは当課までお問い合わせください。

郵送手続きの手順

郵送で可能な届出

- 国民健康保険の加入の届出
- 国民健康保険の脱退の届出
- 限度額適用認定証の交付申請(年度更新を含む)
- 保険証や高齢受給者証などの再交付申請
- 療養費の請求(補装具の作製、保険証を提示せず受診した等)
- 出産育児一時金の申請(母親が国民健康保険である場合) など

① 申請書入手

- 市ホームページから印刷
 - 電話にて郵送依頼 など
- 保険年金課 0743-53-1643

② 必要事項を記入

※不備があった際は電話にて確認を取らせていただくことがあります。必ず連絡先をご記入ください。

③ 市役所へ郵送

〒639-1198
大和郡山市北郡山町248-4
大和郡山市役所 保険年金課 宛

郵送での納税相談もできます

経済的な理由により保険税の納税が困難な方の分納等の納税相談については原則ご来庁いただき受付をしておりますが、市役所にお越しただかなくても電話で相談した上で、分納誓約書を郵送で申請していただけるように対応しております。

保険税の納付が困難な場合はそのまま放置せず、事前に必ずご相談ください。

※保険証や限度額適用認定証は受付後3～4日でご自宅へ郵送します

～国民健康保険税 納税通知書を送付します。～

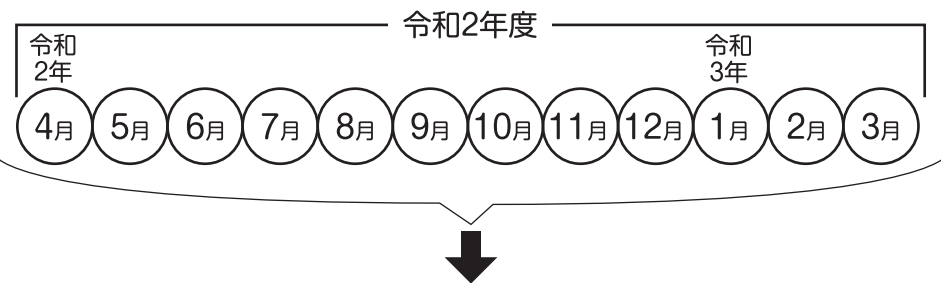
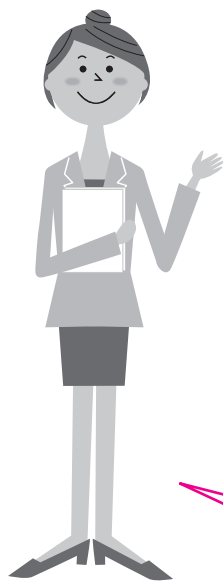
令和2年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

世帯主宛に送付します。

国民健康保険では、**保険税の納税義務者は世帯主**となります。世帯主が国民健康保険被保険者でない場合でも、世帯に国民健康保険被保険者がいれば**世帯主宛に納税通知書が送られます**。ただし、**保険税額は被保険者のみで計算**します。

納期は年8回です。

●通常、1年間(4月～翌年3月)分の税額を8回の納期で納めていただきます。



期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	令和2年7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和3年1月末	2月末

※納期限が、土・日曜・祝日・休日の場合は、翌日が納期限となります。

1回が1ヶ月分とはなりませんので、ご注意ください。

●特別徴収(年金からの天引き)の世帯は、年金受給月の年6回となります。

申告はお済みですか？

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得、人数に応じて計算します。5月下旬～6月初旬に国民健康保険税申告書が届いた人で、申告がまだお済みでない場合は至急申告書を必ずご提出ください。

国民健康保険税
申告書

保険税軽減基準が変わります。

国民健康保険税は、世帯の前年中の所得等に応じて課税されますが、前年中の世帯の所得が、一定の基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額を軽減しています。この軽減の基準が令和2年度から変更になったことにより、保険税を軽減される人が拡大されます。

	平成31年度	令和2年度から
①5割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+(28万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
②2割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+(51万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+(52万円×被保険者数)以下

非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇い止めなどにより離職(雇用保険の特定理由離職者)し、国民健康保険に加入されている人を対象に国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 1 離職時点で65歳未満であること。
- 2 雇用保険受給資格者証を持っていること。
- 3 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかであること。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
6. 生年月日		7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地
電話番号

交付年月日 センター 公共職業安定所長(公共職業安定所長印)

折り曲げ線

軽減内容

保険税の所得割を算定する際、対象となる人の前年所得の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。

(例)離職日が令和2年3月31日の場合、保険税の軽減は令和2・3年度分(令和4年3月まで)となります。

申請方法

保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

保険税についてのお問い合わせ…保険年金課保険税係 ☎53-1646